

畳表についての検査方法の一部を改正する件新旧対照条文

○ 畳表についての検査方法（昭和48年5月10日農林省告示第993号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>1 検査は、抽出して行う。</p> <p>2 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 抽出の割合等</p> <p><u>種類、たて糸の種類及び製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする畳表の一日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に次の表の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれの同表の右側に掲げる枚数の畳表を試料として抽出する。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>1 検査は、抽出して行う。</p> <p>2 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 抽出の割合等</p> <p><u>種類及びたて糸の種類が同一の畳表であって、同一等級に適合するものとして集荷された荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に次の表の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれの同表の右側に掲げる枚数の畳表を試料として抽出する。</u></p> <p>(以下略)</p>